

令和5(2023)年度 栃木県創意工夫功労者賞候補者 募集要項

1 趣旨

県内事業所の各職域において、勤労者の創意工夫する意識を高揚するとともに、広く県民にその重要性を周知し、科学技術の振興に資することを目的に、優れた創意工夫を行った勤労者の中から、創意工夫により科学技術の改善向上に貢献した実績顕著な者を表彰します。

2 表彰対象

- (1) 鉱工、農林、水産、運輸、通信、建設、保健衛生、電力ガス等の業務に従事する勤労者のうち、工場等における職長以下の工員、農林水産業従事者、医療補助者、研究所における研究補助員、技能職員及びこれと同程度の者であって、優れた創意工夫によって各職域における技術の改善向上に貢献した者。
- (2) 優れた創意工夫によって職域における科学技術の進歩又は改良に寄与した個人又はグループ。(※詳細な要件は、別紙のとおり)
※候補者(所属機関も含む)は、訴訟が係争中、公正取引委員会による取り調べ、不祥事の報道がなされるなどのことの無い表彰を受賞するにふさわしい者であることが必要です。

3 募集期間

令和4(2022)年6月20日(月) ～ 令和4(2022)年7月20日(水) 必着

4 応募方法

以下の書類に必要事項を記入の上、栃木県産業技術センターまで持参または郵送(必着)願います。

- (1) 令和5(2023)年度栃木県創意工夫功労者賞候補者の推薦について(様式1) 1部
- (2) 創意工夫功労者賞候補者調査書(様式2) 2部
- (3) 戸籍抄本又は個人番号(マイナンバー)の記載のない住民票(1部はコピーで可) . . . 2部
- (4) 概要説明書(審査会資料) 2部

※ 概要説明書は、審査会(プレゼン形式)で使用する説明用資料となります。

※ 概要説明書は、必ず上部に業績名を記載し、3ページ以内の範囲で作成してください。

※ 戸籍抄本または住民票については、令和4年4月1日以降に発行されたものを提出願います。

※ B5サイズの戸籍抄本や住民票の場合には、A4用紙にのり付けしてください。また、B4サイズの場合には、適当な位置で折り、A4用紙左横にのり付けしてください。

※ 応募書類のダウンロード先(栃木県産業技術センターホームページ)

<https://iri.pref.tochigi.lg.jp/index.php?id=1782>

5 選考

- (1) 選考委員会(令和4(2022)年8月下旬予定)において、候補者から功績内容のご説明をいただいた上で、審査します。なお、詳細な日時については別途連絡します。
- (2) 必要に応じて現地調査を行うことがあります。
- (3) 審査結果は応募者に文書により通知します。(令和5(2023)年3月を予定)
- (4) 選考結果に対する異議申立て、お問い合わせ等についてはお受けできません。

6 表彰

表彰式は、令和5(2023)年4月中旬(科学技術週間)を予定しています。

7 推薦

選考の結果、優れた功績については、令和5年度文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞^{*}に推薦します。

なお、令和5年度文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞の伝達式については、令和5(2023)年度栃木県創意工夫功労者賞表彰式と併せて行います。

※ 文部科学省HP：https://www.mext.go.jp/b_menu/boshu/detail/1417596_00004.htm

8 主催

栃木県、一般社団法人栃木県発明協会

9 応募に関するお問い合わせ及び応募書類提出先

栃木県産業技術センター 技術交流部
〒321-3226 宇都宮市ゆいの杜1-5-20 (TEL: 028-670-3391 FAX: 028-667-9430)

10 表彰事業に関するお問い合わせ先

栃木県 産業労働観光部 工業振興課
〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20 県庁舎本館6階 (TEL: 028-623-3192 FAX: 028-623-3945)

○表彰対象について

- 1 創意工夫の内容については、候補者の職域における創意工夫（発明・考案に限らず、広く技術などの改良・改善を含む）によって、例えば飛躍的な作業能率の向上、製品の品質の向上、コストの大幅な削減、未利用資源の活用、作物の増収、品種改良、傷害防止、公害、災害の防止など職域での技術等の改善向上に貢献した社内表彰等の受賞歴を有するなど実績顕著なものとします。従って、単なる永年勤続者、精勤者等は対象とはなりません。
- 2 年齢制限については設けません。ただし、表彰年度（令和5（2023）年度）の4月1日現在で同一会社に継続して5年以上勤務していることを要します。
- 3 候補者の学歴については、原則として高等学校卒業以下を対象とします。ただし、短大、高等専門学校及び文化系の大学卒業者も対象とします。なお、就業中に夜間の大学（理工系）を卒業した者についても対象とします。
- 4 候補者は人格に著しい欠陥のない者であること。
- 5 異なった業績による場合であっても、5年以内における同一人の重複した表彰は行いません（本年度は、平成30（2018）年度以降の当該表彰受賞者は対象となりません）。
- 6 1業績3名以内（個人）とします。
- 7 候補者の職場における地位上の制限については、工場などにおける職長以下の工員、農業従事者、医療補助者、研究所における技能職員、及びこれと同程度の者までとします。
- 8 候補者は、表彰年度（令和5（2023）年度）の4月1日現在において、推薦時点での表彰対象となる職場における地位上の制限を満たす企業等の職員である必要があるため、退職予定の者や地位の変更等が見込まれる者は推薦しないでください。
- 9 候補者の数は、同一事業所から10名以内とします。（事業所とは、労働基準法における事業場に準じます。）

（7に関する補足説明）

- ・ 鉱工、農林、水産、運輸、通信、建設などに関する工場、事業場（農場、牧場などを含む）に勤務する勤労者の場合は、職長、班長、工員、作業員、運搬員、配達員などであって職長以下の地位にある者。
- ・ 保健、衛生の業務に従事する勤労者の場合は、例えば病院、診療所、医療研究機関などにおける看護師、助産師、保健師、衛生検査技師、歯科衛生士、歯科技工士、栄養士、診療エックス線技師、研究用実験動物の飼育などに従事する医療補助者を対象とします。
- ・ 各種研究所、試験場、学校等における勤労者にあつては、例えば、研究用機器の運転、手入れ、研究用資料の整備、調整、制作、研究用機器の作成、研究成果の製表、圃場の整理、研究用動植物の育成等の業務に従事する技能職員を対象とします。
- ・ 中小企業において職制が明瞭でない場合には、経営者以外であれば一応該当者とします。
- ・ 小規模企業（従業員20名以下）、家族労働者を含む程度の個人企業例えば農業従事者、大工、左官などの事業の場合は経営者自身も対象となります。